

## 労働者派遣事業に係る情報提供

対象期間: 令和4年7月1日から令和5年6月30日

### 労働者派遣に関する料金等(マージン率)

派遣労働者数(1日平均)	104人
雇用安定措置を講じた人数	3人
派遣先事業所数(事業年度あたりの事業者数)	36件
派遣スタッフ給与	61.607%
労働者派遣に関する料金の平均額(1日8時間当たり)	¥30,516
派遣労働者の賃金の平均額(1日8時間当たり)	¥18,800
マージン率	38.393%
会社運営経費	社会保険料 16.224% 有給休暇費用 2.000% 管理費 11.000% 教育費 2.000% 募集費 5.000% 営業利益 2.169%

### 社会保険他

健康保険(協会けんぽ)、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、交通費支給(上限あり)

### 福利厚生

健康診断(一般検診、)年1回受診  
 一般検診+付加検診(生活習慣病予防検診)※35歳以上対象  
 制服、作業着等無料支給  
 はまフレンド無料利用(結婚祝い金・出産祝い金・入学祝い金etc)

### 教育関連

教育訓練の種類	実施方法	労働者の費用負担
新規登録者への訓練(派遣業務基礎知識)	Off-JT	無
貿易実務実践講座及び、基礎講座	OJT	無
PC基礎講座(エクセル・ワード等)	OJT or Off-JT	無
派遣先における座学研修会への参加	OJT	無

キャリアコンサルティング相談窓口はHPより申し込み下さい。 <https://www.itos-jinzai.jp/>

### 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間	令和6年3月31日

一番多くを占めるのが派遣スタッフの給与で、料金総額の平均61.607%です。次いで、派遣会社が派遣スタッフの雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料が16.224%となります。また、派遣スタッフが有給休暇を取得する際に、休暇期間については派遣先に対する料金請求はできませんが、派遣会社としては、派遣スタッフの雇用主として賃金の支払が生じるため、その引当分としての費用が約2%となります。また、研修等の教育訓練費(派遣スタッフ様向け無料セミナー等の運営費)約2%となります。

なお、派遣先の倒産や料金不払いにより派遣料金が回収されない場合でも、派遣会社は派遣スタッフに対して賃金を支払う義務を負っています。

その他、派遣会社の営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィス、慶弔休暇・慶弔見舞金等の保証をはじめとする会社運営費10%程度がかかることから、これらすべてを差し引いた残り約2.169%が派遣会社の営業利益となります。